

## 会 議 記 録

会議の名称	令和2年度第2回三田市手話施策推進協議会
開催の日時	令和3年2月24日(水) 午後2時00分～午後4時00分
開催の場所	三田市まちづくり協働センター 多目的ホール1・2
出席した附属機関等の委員の名前	嘉田会長、松岡委員、増田委員、仲委員、米ヶ田委員、山脇委員、福井委員、小山委員
出席した職員の職及び名前	福祉共生部：入江福祉共生部長、鶴障害福祉課長、永井障害福祉課係長、堀障害福祉課主任、西本障害福祉課職員 学校教育部：植木学校教育課係長
傍聴人の人数	2人
議題	・令和2年度実施事業の進捗状況等について
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度第2回三田市手話施策推進協議会 次第</li> <li>・令和2年度実施事業の進捗状況等について 【資料1】</li> <li>・アンケート集計結果(各種教室事業等) 【参考資料1】</li> <li>・「ユニバーサル」広報動画 再生回数 【参考資料2】</li> </ul>
連絡先	福祉共生部 共生社会推進室 障害福祉課 電話 079-559-5075 FAX079-562-1294

## 1. 開会

## 2. 会長あいさつ

## 3. 説明報告事項

### ・令和2年度実施事業の進捗状況等について

### ◆事務局より説明

会長：報告ありがとうございました。ただいま令和2年度事業進捗状況についての報告がありましたが、今から意見交換をしたいと思います。何かご意見がある方は手を挙げていただいて、私が指名後、お名前を言ってから発言をお願いいたします。

委員：先ほど意思疎通支援者派遣事業として個人派遣と団体派遣それぞれにおける派遣件数の報告がありました。個人派遣に関しては手話通訳者160件に対して要約筆記者が1件、団体派遣に関しては手話通訳者27件に対して要約筆記者が29件となっています。個人派遣においては手話通訳者と要約筆記者の派遣件数にすごく偏りがあるのに対し、団体派遣においては派遣件数が同程度となっている。このことに関して事務局はどのように捉えているのでしょうか。

事務局：例年の傾向として、個人派遣においては手話通訳者派遣件数が要約筆記者派遣件数を上回り、団体派遣においては要約筆記者派遣件数が手話通訳者派遣件数を上回っています。今年度の実績としても例年どおりかと考えています。また、例年、要約筆記者派遣件数が手話通訳者派遣件数より少ない状況としては、病院での受診時等において、意思疎通支援者の派遣申請をせずに筆談等で対応されている場合が多いのではないかと考えています。

委員：確かに実績としては例年どおりではあるのですが、なぜ毎年このような傾向になっているのかを考えられたことがあるかお聞きしたかったのです。私の推測ですが、病院での受診時においても「医師の言うことはいつもどおりだから」という理由で要約筆記者の派遣申請をせずに、筆談等で対応されている難聴者は多いと思うのです。私も実際月一回病院に行きますが、医師の言うことはいつも同じなので要約筆記者の派遣申請はしていません。一方で、要約筆記者の団体派遣件数が手話通訳者の派遣件数と同程度となっている。これは難聴者が集まる会議等では難聴者同士の会話が頻繁にあり、そうした会話は筆談等では難しいため、要約筆記者の派遣申請が個人派遣に比べて多くなるということが理由かと思います。手話通訳者の派遣件数と同程度ではあるが、私はこの29件という数字は少ないのではないかと考えています。現行の団体派遣では、団体の維持に係る会議（総会など）以外の場合は、意思疎通支援者派遣費用を団体で負担しなければならないことになっています。団体が主催する会議は総会以外にもたくさんあるのに、費用負担が足かせとなって要約筆記者の派遣申請をしにくい状況になっていると思います。

事務局：要約筆記者の団体派遣については、潜在的な申請がまだまだあるということかと思います。現在では、団体の組織維持にかかる会議等については、意思疎通支援者派遣費用を全額公費

負担させていただいているんですけども、その幅を広げることについては、今後検討が必要かと思えます。

委員：あと、三田市手話施策推進事業補助金について要望させていただきたいと思えます。三田難聴者部会において「難聴者のための手話教室」を受講した会員から「もっと手話を学びたい」という要望があったことから、団体で手話勉強会を開催しています。その手話勉強会を開催するうえで必要な要約筆記者の派遣費用をこの補助金で活用しています。しかし、この手話勉強会に係る要約筆記者の派遣費用は補助金対応ではなく、全額公費負担されるべきであると思っています。

事務局：三田市手話施策推進事業補助金の対象団体については、難聴者のための手話教室をはじめとする手話啓発教室に参加された人を2名以上含む団体としており、手話の普及啓発や聴覚障害者への理解を推進していくことを趣旨としております。意思疎通支援者派遣費用の公費負担の幅を広げることを検討するにあたっては、その会議等が市の手話施策にどのくらい関連しているかも考慮してみるべきかと思えます。当事者からの貴重なご意見として承ります。

委員：三田市手話施策推進事業補助金は、難聴者に対してより手話を使ったコミュニケーションを図れるようにと始まった制度だと思っています。しかし、手話を教える場はあまりなく、この補助金を使って勉強会を開くこと自体そこまでできないのではないのでしょうか？勝手にこういう制度を作らないでほしいなという気持ちです。

手話奉仕員養成講座の入門編と基礎編を修了してサークルに入った人でも、なかなか手話言語を理解できず、ろう者と通じ合えないもどかしさや苦しさを抱えた人がいます。例えば、サークルで聞こえない人の文化に関する講演を開いて、その講演内容をサークルのメンバーが通訳をすれば、ろうの文化を学ぶだけでなく、サークルのメンバーにとっても学習の場になるかと思えます。こうした取り組みにこの補助金を使えたらいいのかなと思いました。

委員：先ほどおっしゃられたことは手話サークルの維持の面からもすごく大切なことだと思えます。市では手話奉仕員や手話通訳者の養成講座はあるのですが、その間のレベルの人へのサポートが現時点ではないと思えます。そういった人たちの手話の技術を高めるためには聞こえない人の文化を知ることが大切ですので、三田市施策推進事業補助金を活用できればいいのかなと思いました。この補助金の趣旨は「言語である手話の理解促進、普及啓発及び聴覚障害者への理解に係る事業に要する経費を補助する」とありますので、まさに趣旨に合致したものになると思えます。

会長：先ほど出た委員からの意見をもとに、今後事務局において検討していただきたいと思えますがよろしいでしょうか。

事務局：先ほどいただきましたご意見について確認させていただきますと、手話通訳者養成講座

の受講要件として、手話奉仕員養成講座（基礎編）を修了してサークルで2年以上活動された方としていますが、このサークル活動において補助金を活用したらどうか、という趣旨のご質問でよろしいでしょうか。

委員：このコロナ禍の中においても啓発事業や講座等を中止にすることなく、開催していただけたことに大変感謝しております。

手話は言語ですので、少し学習しただけで会話できるようにはならないのです。やはり、日ごろから継続して学習することが必要となってきます。講座で頑張っている人でも、手話による会話がスムーズにいかず、もどかしい思いでいる人が多いと思います。そうした人たちをサポートするための取り組みにこの補助金を活用できればいいのではないかと思います。

事務局：この補助金は、こども手話教室と難聴者のための手話教室と聴覚障害のための手話交流会に参加されていて、さらにステップアップを自主的に行う手話教室の場で必要な意思疎通支援者の費用を補助対象とするとなつていますが、補助対象を拡大することについては、趣旨等に照らし合わせながら検討することはできるかと思います。

委員：補助対象となる事業かどうかも含めて相談に行きたいと思いますので、その際はよろしくお願いたします。

委員：これまで手話サークルは手話の啓発や手話の学びの提供において、重要な役割を果たしてきたのではないかと思います。そこに手話言語条例ができて、手話を学ぶための公的な場ができていくことで、手話サークルの役割を奪っているのではないかと思います。そのことによって、手話サークルの維持も困難なものになってきているのかと思いますが、違いますか？

委員：手話サークルの役割がなくなっているわけではありません。手話啓発事業等も手話サークルもどちらも役割があつてどちらも必要です。

委員：サークルの役割を奪っているということではなく、手話を学び始めた人と通訳者を目指そうとしている人との中間あたりにいる人へのサポートがないという話だと思います。そうした人たちは、手話の技術だけではなく、ろう者に対する知識についても学ばなければ、結果的に手話の技術も定着していかないのです。そのために、ろう者を交えて学ぶ場が必要ではないか、という話だと思います。

委員：少し趣旨が違うことを申しあげたかもしれませんが、今後、手話サークルと各種教室事業が対立関係になることがあるかもしれないので、手話サークルと各種教室事業との関係を改めて整理する必要性をこの協議会の場で共有できればと思いました。

委員：私はこの協議会には初回からずっと出席させていただいており、毎回、委員の皆さんから

のご意見に新しい発見ばかりです。三田市の手話施策がどこまで進んでいるのかが分からないのですが、先ほど話されていたサポート施策が他市で実施されているのであれば、情報収集をしたうえで、三田市においても取り入れていくべきかと思います。

会長：ありがとうございました。他に何かご意見等ありましたらお願いいたします。

委員：4つの質問と2つのお願いがありますがよろしいでしょうか。1つ目の質問ですが、各種教室事業のアンケートを拝見させていただいたのですが、こうした教室には元々モチベーションが高い子どもたちが参加してくれているように思います。そのことについては、大変喜ばしいことですが、なぜ手話に高い関心を持っているのかが分かるデータはお持ちでしょうか？もしデータがなければ、また調査していただければと思います。

2つ目の質問ですが、各種教室事業に参加した子どもたちを次のステップにどう導いてあげることが重要かと思います。今年度の「子ども手話教室」に51人の子どもたちが応募し、残念ながら27人の子どもたちが参加できませんでした。その参加できなかった27人の子どもたちもかなりモチベーションは高かったと思います。何とか応募した子どもたち全員が参加できる仕組みを作ることはできないでしょうか？

3つ目の質問ですが、事業者向けデリバリー型手話教室に参加された人たちもモチベーションが高かったと思います。子どもの場合であれば、こども手話教室に参加した子どもたちの次のステップとしてこども手話広場があると理解しているのですが、デリバリー型手話教室に参加した人たちへのアフターフォローとしてはどのようなものがあるのかを教えてくださいたいと思います。

4つ目の質問ですが、遠隔手話通訳を3月から導入される予定とのことですが、導入にあたっての課題としてはどのようなものがあるかを教えてください。

また、要望の1つ目ですが、先ほど出た要約筆記者の派遣件数についてです。ろう者との第一言語の違いがそのまま意思疎通支援者派遣の件数にも表れているように思います。難聴者は日本語が第一言語なので、一対一であれば筆談で対応できるかもしれないし、ゆっくり大きく話していただければ要約筆記がなくても大丈夫だと思っている人が多いので派遣件数も低いものになっていると思います。ただ、それでも派遣制度自体を知らないなどの理由で申請していない人が一定数いらっしゃる件数が低くなっているのであれば、それは課題であると思いますので、検証等をお願いしたいと思います。要望の2つめですが、ユニバーサル広報については、音声だけではなく字幕を入れていただいておりますが、手話自体をPRする動画はないのでしょうか？先ほど事務局から説明のあった「さんだ手話チャンネル」に手話自体をPRするような動画を入れていただきたいと思います。

事務局：まず、こども手話教室についてですが、こども手話教室に限らず各種教室事業総じて、非常に関心を高い子どもたちが多く参加してくれました。特に、こども手話教室については24名の定員に対して申込者数が51名となり、事務局としても大変驚いているところです。ただ、なぜ手話に対する関心が高まったのかについてのデータは持ち合わせておりません。おそらく、

この新型コロナウイルスの感染が広がる中で、各自治体の首長の会見の様子がテレビ放映される機会が増え、結果として手話通訳者のメディアへの露出が増えたことが一因としてあるのではないかと考えています。また、51名のうち27名の子どもが参加できなかったという現状についてですが、我々も今後この27名の子どもたちの高いモチベーションを維持しながら、どう来年度の募集につなげていけるかを検討しているところです。定員を増やせば、実施日程を増やさなければならず、過密スケジュールで事業を進めていくことにより、講師の皆さんの多大なるご負担を強いることとなります。各種教室事業に参加した子どもたちのアンケート内容を読みますと、学校の給食時間や休み時間に手話を使ってコミュニケーションしている子がいることが分かります。各種教室事業で学んだ手話の楽しさを参加した子どもたちが参加できなかった子どもたちに伝えてくれることも、モチベーション維持に繋がるのかもしれないと考えています。これが1つ目と2つ目のご質問に対する回答とさせていただきます。と思います。

3つ目のご質問として、デリバリー型手話教室の参加者を次にどう繋げるのかについてですが、我々といたしましては、手話奉仕員養成講座（入門編）への参加に繋げていけたらと考えており、デリバリー型手話教室においても講師の方から養成講座の案内もしていただいております。今年度は区・自治会2団体で実施させていただきましたので、参加いただいた方が来年度以降の養成講座に応募いただけるかどうか注視していきたいと考えております。

4つ目のご質問として、遠隔手話通訳における課題についてですが、まだ試験的運用もできていない中で課題を見出すことはなかなか難しい状況にはあるのですが、現在、ICT推進課と最終的な調整をしております。遠隔手話通訳というのはネット環境の中で実施していくものでありますので、やはり個人情報の漏洩やハッキング等をどう防止していくかが重要であると考えております。今後、運用の目途等がつかましたら、市内の聴覚障害のある方や登録手話通訳者にも周知をしていきたいと考えております。

1つ目のご要望についてですが、要約筆記者の派遣件数が減少傾向にあるのは単にコロナだけが原因ではないと考えております。制度の周知が広く行き届いてない点もあろうかと思いますが、この制度を躊躇することなく広く活用していただけるためにどう周知していくかを今後の検討課題とさせていただきます。と思っております。

2つ目のご要望についてですが、我々としては、今年1月に開設いたしました「さんだ手話チャンネル」を手話PRの動画として位置付けております。この「さんだ手話チャンネル」は職員が出演者となり、手話による挨拶や簡単な会話を紹介させていただきながら、手話の周知や普及に努めているところです。一方、「ユニバーサル広報」につきましては、市広報紙（誌）に掲載した話題をいくつか取り上げたうえで手話通訳者による動画編集を行っておりますので、手話をPRするための動画としては位置付けておりませんが、「さんだ手話チャンネル」と「ユニバーサル広報」どちらも広く市民の皆さんに閲覧していただけるよう工夫を凝らしながら動画作成に取り組んでまいります。また、「さんだ手話チャンネル」については、市役所職員に対しましても広く周知してまいりたいと考えております。

委員：ありがとうございました。補足として情報提供させていただきますが、遠隔の手話通訳についてはすでに大学等の教育現場ですでに導入されています。確かに行政機関の場合は個人情報

保護や情報セキュリティなどにより敏感になってしまうかとは思いますが、大学等での実践事例などを参考とされればよいのではないのでしょうか。

あと、デリバリー型手話教室の参加者に、手話奉仕員養成講座への受講を勧めるとのことですが、そうした参加者に対して手話サークルの入会を勧めることもいいのではないかと思います。多数の質問と要望があったにもかかわらずありがとうございました。

委員：要約筆記者の派遣件数が少ない一番の要因は、「聴覚障害者＝手話」という考え方が広くあって、おそらくそういう考えをお持ちの行政職員も多くいらっしゃるのではないかと思います。先ほど遠隔手話通訳を3月に導入予定という説明がありましたが、なぜ、遠隔要約筆記がないのか。行政の方に文句を言うわけではないですが、やはり聴覚障害者のことを考える際にろう者をメインで考えられているのではないのでしょうか。手話を第一言語とするろう者の皆さんは活発に活動をされているからそれは当然かもしれませんが、「聴覚障害者の中にはろう者だけでなく難聴者もいる」ということを少しずつ広めていきたいと思いました。

会長：遠隔手話通訳の導入についてですが、三田市からの説明では、「ろう者に同行する手話通訳者を新型コロナウイルス等の感染症から守る」ということが導入の目的であるとのことでした。ただ、我々としては現場への同行通訳が一番望ましい形であることをご理解いただければと思います。

委員：手話サークルに子どもを連れながら3年くらい通っていて、手話奉仕員養成講座（入門編）に受講申し込みをしたけれども、残念ながら抽選で落ちてしまったという方を知っています。できれば、そういう熱心に手話を学んでいらっしゃる方を抽選で落選した翌年に優先して受講させてあげることにはできないのでしょうか？

それと、デリバリー型手話教室の周知方法についてお聞きします。広報紙には「先着2団体まで」のように記載されていたかと思うのですが、公共交通機関等の事業者の方が自治会よりも募集記事を目にするタイミングが遅く、その結果、申請も遅れてしまうということはないのでしょうか。そういう場合もあるかもしれないので、この先着制で募集するというのはどうかなと思います。

それと、今、コロナの影響でどの病院のスタッフの方も忙しいとは思いますが、やはり聴こえない人の命を守るところは病院ですので、聴覚障害者への理解があるスタッフや手話ができる職員を設置していただくよう働きかけをしていただきたいと思います。他市には手話ができる医療スタッフが設置されている病院があると聞きましたので、三田市でもせめて三田市民病院にはそういった医療スタッフを設置していただくか、聴覚障害者の理解に関する勉強会を開催していただければと思います。

先ほど意見が出ていましたが、ろう者が社会生活に係る教室等を手話で学べるようなサポートをお願いしたいと思います。社会生活にかかわる教室等での講師の方は全員手話ができるわけではありませんので、手話通訳者等の養成も大切なのですが、手話通訳者派遣費用の公的負担といったサポートも大切なのではないのでしょうか。

それと、人事課が企画した職員研修に12名の職員の方が参加されたとのことですが、その内訳を教えてください。ろう者の方が市役所各部署の窓口に行った時に、設置通訳者が他の窓口等で対応できない場合は他の職員の方がどう対応できるかが気になりました。設置通訳者以外の職員の方においても、手話による挨拶や簡単な日常会話を身につけていただいた方がいいと思いますので、参加者が12名というのは少ないのではないのでしょうか？また、この研修には障害福祉課の職員の方は参加されているのかも教えてください。

それと総合学習のことについてですが、様々な障害のことを年間通して学習されているかと思いますが、手話に関する学習も平等に取り入れていただければと思います。よって、教育委員会においても、聴覚障害について理解を深めていただく必要があるのかなと思います。

委員：補足説明をさせていただきます。本日の会議資料には市主催事業の実績が記載されていますが、小学校や中学校における手話や聴こえない人への理解の勉強というのは、総合福祉保健センター内にあるボランティア活動センターが講師を派遣しているので、本日の会議資料に実績が記載されていません。

ボランティアセンターは学校に対して1校あたり2万円を上限とする助成金を出しているのですが、例えば、目の見えない人に関する学習と車いすの方に関する学習をすると、手話の学習ができなくなるということがあります。学習内容を決めているのは各学校ですので、手話の学習ができない学校が出てきてしまっています。学校の先生と打ち合わせをする時、「私たちにできることは何ですか？」という質問がすごく多いのですが、それに対しては「私たちが講師として行きますのでそれで学んでください」とお答えします。聴こえない人とお話をする方法はいろいろあるということを先生方にも打ち合わせの時にお伝えしていますが、三田市には手話言語条例があるので、聴覚障害者の理解や手話でのコミュニケーションの学習には教育委員会とのつながりをもっと必要ではないかと思います。

委員：委員のおっしゃるとおり、学校によって取り組む学習内容が違いますので、毎年度全ての学校が手話を学習するということは難しいかもしれません。ただ、2年に1回や3年に1回といったように、複数年かけて手話を学習するよう各学校において計画しておりますのでご理解いただければと思います。なお、私の勤める小学校では2年に1回手話の学習を取り入れております。

事務局：先ほどありました委員からのご質問について回答させていただきます。まず1つ目のご質問として、養成講座等の抽選で落選してしまった方を来年度に優先的に受講決定してはどうかということですが、これは受講定員に対して申込者数がどれくらいあったかによって取り扱いが変わってくると思います。例えば、受講定員の倍近く申し込みがあった場合、落選者が受講者と同程度いらっしゃるということになります。この方々を来年度優先的に受講決定するとすると、来年度募集できる人数が例年に比べ極端に少なくなってしまうということにもなりかねません。ただ、いただいたご意見は大変重要であるものと認識しておりますし、今後の参考とさせていただきます。

2つ目のご質問として、デリバリー型手話教室の周知についてですが、周知方法としては市広



報11月号による周知の他、市民センター等の公的機関へのチラシの設置、加えて区・自治会長あてに回覧文書として案内文を送付させていただきました。ただ、これらの周知は同時期に行ったものですので、区・自治会で募集枠が埋まってしまったのは周知時期の問題ではないということをお伝えしたいと思います。元々、デリバリー型手話教室については、事業者向け教室として実施してまいりましたが、ここ最近は事業者からの申し込みが芳しくないのが現状でした。委員がおっしゃるように、病院にも手話通訳が設置されていれば、ろう者にとってはより利用しやすくなるのではないかと思います。よって、ろう者から手話通訳派遣申請があった場合には、派遣先の病院に対して合理的配慮としての手話通訳者を設置していないかを確認することもあります。三田市民病院については、数年前にデリバリー型手話教室を実施したという実績が既にあります。聴覚障害者への理解をより深めるためにも、今後デリバリー型手話教室の実施申し込みがあれば、実施に向けて調整していきたいと思います。

最後に、職員研修における参加者の内訳についてですが、参加者12名の所属部署は多岐にわたっております。本庁部署の他、消防本部やまちづくり協働センターといった出先部署からの参加もありました。役職につきましても一般職員から管理職まで様々です。募集定員を20名程度として人事課から全庁的に周知を行い、障害福祉課からは設置通訳者が講師として参加させていただきました。設置通訳者以外の職員はこの研修に参加しておりませんが、朝礼で手話による単語や簡単な会話等を毎日学び、聴覚障害者の方が来庁された時に対応できるようにしております。この職員研修における一番の目的は市民サービスの向上でありますので、人事課においても参加人数を増やすために様々な趣向を凝らしています。例えば、今年度は例年より1か月早く12月に開催いたしました。これは繁忙期で参加が難しい税務課や市民課といった窓口部署からの参加を多く募るために工夫したと人事課から聞いております。

委員：ありがとうございました。ただ、ろう者が社会生活に係る教室等を手話で学べるようなサポートについての回答がなかったように思いますが、いかがでしょうか？

事務局：回答が漏れており申し訳ございません。社会生活に係る教室というのは例えば料理教室などがあげられるかと思いますが、そうした教室を受講するにあたって必要な意思疎通支援者にかかる派遣費用の公費負担については、これについては今後検討していきたいと思っております。

委員：1月に市広報がリニューアルされて冊子に代わりましたね。その冊子に掲載されている手話の紹介記事の横にQRコードが貼り付けてあって、手話の紹介動画にリンクしています。他市の広報紙を見ても、写真があってQRコードまであるのは私の知る限りではありません。三田市はすごいなと思いました。また、私が以前住んでいました大阪府のある市では、市民が参加する教室等の記事の横にアイラブユーの手話のマークがついていました。これは、聴覚障害者に対する情報保障があるというサインのようです。広報記事にこうしたマークがあるのもいいなと思いました。

会長：市役所の職員の皆さんが、手話を熱心に勉強されているのはすごくいいと思いました。よ

って、手話を勉強していることが一目でわかるマークのようなものを職員の方が身につけていてくれば、聴こえない人も声をかけやすいのではないかと思いました。

委員：私たちは難聴者の聴こえ方やコミュニケーション方法についての啓発活動をさせていただいていますが、この活動を通じて、聴こえにくい方の聴こえ方やコミュニケーション方法が正しく知られていないということを感じています。今、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保が当たり前のように求められるなかで、ろうの方だけではなく難聴者も非常に苦勞されています。「三田市みんなの手話言語条例」には聴覚障害者への理解を広げることが謳われていますので、難聴者への理解を広げるための事業をいくつかお願いしたいと思います。

まず1つ目ですが、先ほどリニューアルされた広報誌について意見がありました。私も手話の紹介記事はとてもいいなと思いました。あの記事ほどのスペースで構いませんので、難聴者の聴こえや難聴者のコミュニケーションについて紹介していただく記事を掲載していただきたいと思います。

次に2つ目ですが、今年度も人事課で職員研修を実施されたとの報告がありましたが、その研修の中に難聴者の聴こえや難聴者のコミュニケーションに関するプログラムを組み込んでいただければと思います。

最後のお願いですが、昨年12月に民生委員さんの会で難聴者に関する研修会を実施させていただきました。こうした研修については市の事業として実施いただきたいところではありますが、なかなか難しいようですので、もし研修を受けたいという団体がありましたらお声がけいただければと思います。学校の先生方にも研修を受けていただくことはできないでしょうか。教育委員会には先生方の研修での実施をお願いしていますが、まだ実施されていないようです。来年度もコロナ禍の影響でどうなるか分かりませんが、実現できればと思います。

委員：昨年12月に開催した難聴に関する研修会では、難聴者によって聴こえ方が違うことや難聴者への様々な接し方を学習することができ、非常に有意義なものとなりました。今回は一地区内での開催でしたが、他地区にも実施を呼びかけていきたいと思います。また、手話については子どもたちが学習することも大事ですが、大人も学ぶことはたくさんあると思います。これから大人も手話やろう者のことを広く学べる場が増えていけばいいなと思いました。

#### 4. その他

今回の協議会は令和2年度最後の開催となる。なお、現委員の任期は令和3年12月3日までとなっている。

#### 5 閉会

(以上)